



大気汚染防止法の一部改正

平成 16 年 5 月 26 日付法律第 56 号にて、「大気汚染防止法」の一部が改正されました（本号 P6#19 参照）。今回の改正の主眼点は、「揮発性有機化合物（VOC と略す）」の排出の規制にあります。

これを踏まえて、第 2 条（定義）に VOC に関連する項目が追加され、また、第 2 章の中に「VOC の排出の規制等」として、「第 17 条の 2～第 17 条の 14」の 13 条が追加になりました。以下、その内容を要約してご紹介いたします。

1. 新たに加えられた項目とその定義

(1) 揮発性¹有機化合物（VOC）

大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く²）をいう。

(2) VOC 排出施設

その工場又は事業場の施設から排出される VOC が大気汚染の原因となるものであって、その排出量が多いために、その規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

(3) 排出口

当該施設において、ばい煙又は VOC を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。

2. VOC の排出の規制等（第 2 章の 2）

第 17 条の 2（施策等の実施の指針）

この章に規定する VOC の排出の規制と、事業主が自主的に行う抑制のための取組とを適切に組み合わせ、効果的に実施すること。

第 17 条の 3（排出基準）

「排出基準」は、VOC の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる VOC の量（以下「VOC 濃度」という³）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

第 17 条の 4（VOC 排出施設の届出）

第 17 条の 5（経過措置：既設の施設等）

第 17 条の 6（VOC 排出施設の構造等の変更の届出）

第 17 条の 7（計画変更命令等）

第 17 条の 8（実施の制限）

第 17 条の 9（排出基準の遵守義務）

第 17 条の 10（改善命令等）

第 17 条の 11（VOC 濃度の測定）

VOC 排出者は、環境省令で定めるところにより、当該 VOC 排出施設の VOC 濃度を測定し記録しておくこと。

第 17 条の 12（準用）

第 17 条の 13（事業者の責務）

状況をよく把握し、必要な措置を講ずること。

第 17 条の 14（国民の努力）

日常生活において、VOC の使用量の少ない製品を購入するように努めること。

以上、今後公示される政省令に関心が持たれます。

1 当該物質の毒性との兼ねいで「揮発性」の線をどの辺に引くのか気になります。

2 この言回しは、一寸判り難いと思います。要は、オキシダント等の発生の原因となる物質 原因とならない物質 原因となるかならないか不明の物質のうち、を規定することによって、とを規制しておこうということです（法令ではよく使われるテクニックです）。

3 「排出量」を「濃度」で決めるのは如何かと思われるが、施設の種類（排出物の種類）と規模（排出量の総量又は平均量）で枠を決めておけばよいということでしょうか。

創立 32 周年記念行事開催

平成 16 年 7 月 16 日（金）本年度の創立記念行事が行われました。当日は午後 3 時 15 分から、第 1 部、品質・環境マネジメントシステムの運用状況についての ISO 推進室からの報告の後、第 2 部、創立記念表彰を行い、ついで、第 3 部、懇親会の順に進められ、多数の社員が参加いたしました。

以下、その概要を報告します。

第 1 部 品質・環境マネジメントシステムの運用状況について

ISO 推進室 白銀 利英
吉村 卓也

1. 2003 年度品質マネジメントシステム運用結果の報告
2. 2003 年度環境管理マネジメントシステム運用結果の報告

第 2 部 創立 32 周年記念表彰

1. 永年勤続表彰

(1) 10 年

中口 雄一 今村 淳 村山 聡

(2) 20 年

石塚 敏久

2. 優秀努力賞（業務上貢献度が高い、あるいは優秀な社員又はグループ）

- | | | |
|--------|----|---|
| 織間 康行 | …… | 土壌汚染調査業務の中心となって実務を遂行し、顧客の大きな信頼を得ている。 |
| 内海 健次 | …… | 大気浄化システム調査業務において、測定、データの管理等に多大な努力が認められる。 |
| 橘 善郎 | …… | 外環関連環境調査に関し、多くの工夫・努力により業務を遂行し、顧客の大きな信頼を得た。 |
| 田中 将和 | …… | 外環関連環境調査に関し、多くの工夫・努力により業務を遂行し、顧客の大きな信頼を得た。 |
| 計測グループ | …… | 外環関連環境調査に関し、多くの工夫・努力により業務を遂行し、顧客の大きな信頼を得た（北村、濱野、伊藤（均）、内海、橘、佐野）。 |
| 秋元 康夫 | …… | 大気測定機器保守管理業務の担当責任者として、業務を確実に遂行し、顧客からの信頼も大きい。 |
| 小川 忠之 | …… | 大気測定機器保守管理業務の担当責任者として、業務を確実に遂行し、顧客からの信頼も大きい。 |
| 吉村 卓弥 | …… | 品質・環境管理マネジメントシステムの維持・運用の要となり、多大な努力が認められる。 |

3. 技術賞（新技術、新事業、新製品の製作等に多大な寄与をした社員又はグループ）

小山 慎一、岡本 明 …… 大気微小粒子サンプラーの設計、製作。

第 3 部 懇親会

例年どおり、社屋北側の駐車場でバーベキュー。メインは、さざえのつば焼きに鮎の塩焼き、カルピヤスペアリブに舌鼓をうって・・・その喉ごしのビールの旨いこと。お口直しに、一寸お野菜をつまんで・・・かくて和気藹々の中に午後 8 時過ぎに終了しました。

環境関連法令等の動き <抜粋> (H16.4.1~H16.6.30)

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
1	4.1	財務・厚労・農水・経産・環境省告示第1号	容器リサイクル法に関する主務大臣が指定する施設の指定関係書類を担当部署において縦覧に供する
2	4.1	環境省告示第25号	特管一廃及び特管産廃の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・第7号中「紙くず」を「汚泥、紙くず」に改める ・第7号に次の2方法を追加する 機械化学反応によりPCBを分解する方法 溶融反応によってPCBを分解する方法
3	4.1	環境省告示第26号	ダイオキシン類の濃度の算出方法の一部改正 「溶融分解方式」による場合を追加
4	4.8	環境省告示第27号	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更 該当する各品目について、「判断の基準」及び「配慮事項」が記載されている
5	4.12	国土交通省告示第461号	河川法の規定により、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更し、若しくは廃止する件 石狩川水系 変更2区間 十勝川水系 変更1区間 利根川水系 変更1区間 多摩川水系 変更1区間 阿賀川水系 変更1区間、指定1区間 吉野川水系 指定1区間 筑後川水系 変更1区間
6	4.12	環境省告示第28号	土壤汚染対策法 指定支援法人(財)日本環境協会の住所変更 変更後の住所: 港区麻布台1丁目11番9号
7	4.21	法律第36号(国土交通省)	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(海洋汚染防止法)等の一部改正 1. 海洋汚染防止法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・題名中の海洋汚染の後に「等」を加える ・目的に「船舶からの排出ガスによる大気汚染等の防止」を加える ・船舶からの排出ガスの放出の規制 NOxの放出基準を政令で定める 燃料油中の硫黄分の濃度を規定 貨物からのVOCの放出防止設備設置の義務付け オゾン層破壊物質を含む設備の設置の禁止等 ・船舶内において生ずる油の焼却に関する事項 ・船舶の大気汚染防止検査対象設備に関する検査 2. 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・目的に重油について海洋汚染防止に関する国際約束の実施に必要な措置を講ずることを追加 ・重油販売業者及び重油生産業者の遵守事項 3. 海洋汚染防止法の一部を改正する法律の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ふん尿等の排出を防止するための規制に関する経過措置の期間を5年以上10年以内で政令で定める期間とする

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
8	4.28	法律第40号 (総務・法務・環境省)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3章の2の次に「第3章の3廃棄物が地下にある土地の形質の変更」を加える ・以上に関連する条項等の追加又は改正 <ul style="list-style-type: none"> 指定有害廃棄物の処理の禁止(第16条の3) 土地の形質の変更に関する措置命令(第19条の10) 環境大臣の指示(第21条の3) 違反行為及び違反者に対する罰則 ・その他
9	4.28	条約第3号	<p>残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 〔前文〕各締結国が配慮すべき事項が記載されている</p> <p>第1条 目的 この条約は、環境及び開発に関するリオ宣言の原則15に規定する予防的な取組方法に留意して、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的とする</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条 意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し、又は廃絶するための措置</p> <p>第4条 個別の適用除外の登録</p> <p>第5条 意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置</p> <p>第6条 在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置</p> <p>第7条 実施計画</p> <p>第8条 付属書A、付属書B及び付属書Cへの化学物質の掲載</p> <p>第9条 情報の交換</p> <p>第10条 公衆のための情報、啓発及び教育</p> <p>第11条 研究、開発及び監視</p> <p>第12条 技術援助</p> <p>第13条 資金及び資金供与の制度</p> <p>第14条～第30条 略</p> <p>付属書A 廃絶：該当物質 アルドリノ、クロルデン、デイルドリノ、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフエン、PCB</p> <p>付属書B 制限：該当物質 DDT</p> <p>付属書C 意図的でない生成：該当物質 PCDD、PCDF、ヘキサクロロベンゼン、PCB</p> <p>付属書D 情報の要件及び選別のための基準</p> <p>付属書E 危険性の概要に関する情報の要件</p> <p>付属書F 社会経済上の検討に関する情報</p>
10	4.28	外務省告示 第171号	<p>残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の効力発生に関する件</p> <p>平成16年5月17日に効力を生ずる</p>

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
11	4.28	環境省告示第31号	特管一廃及び特管産廃に係る基準の検定方法の一部改正 ・別表第3による検定の対象物質に「陶器くず」を加える 別表第4として、紙くず、木くず、又は繊維くず(洗浄設備又は分離設備で処分し、又は再生したものに限り)のPCBの検定方法を加える
12	4.30	環境省告示第34号	作物残留に係る農薬登録保留基準の改正 削除18項目、改正4項目、試験法削除18項目、改正3項目
13	4.30	環境省告示第35号	水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正 追加4項目：ピリダフエンチオン 0.02mg/L キャプタン 3mg/L ダイアジノン 0.05mg/L XMC 0.09mg/L 改正1項目：EPN 0.04mg/L 削除6項目：テトラクロロピンホス、有機ニッケル、パミドチオン、モノクロトホス、ナプロアニリド、ピパロホス 試験法 追加4項目(項目は上記と同じ) 削除6項目(項目は上記と同じ)
14	4.30	厚生労働省 経済産業省 環境省告示 第3号	新規化学物質に係る試験並びに第1種監視化学物質及び第2種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第2条の2の規程により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験の試験成績 「同令第2条第2項に規定されている試験」と同等以上の試験として認められる試験方法を規定
15	5.6	経済産業省告示第164号	化審法施行令第3条の規定に基づいて、輸入する必要があると特に認められる製品として、PCBを使用している製品を指定 航空機用機器・胴体、翼の構造部又は関連装置等に使用されている、潤滑油、作動油、接着剤、パテ、シーリング用充填剤等で、外国で生産されたものの交換又は補充に使用されるもの(0.005%を超えるPCBを含有し、かつ、0.05Lを超えるものを除く)
16	5.7	環境省告示第36号	PCB廃棄物処理基本計画の一部変更 ・「環境事業団」を「日本環境安全事業(株)」とすることに係る関連箇所の改正 ・記載されている年月日の改正 ・各表中の「保管量」、「使用量」、「発生量」、「処分量」等の数値の改正 ・事業対象地区の追加PCBの混入したトランス等を特定し、その処理の基本的方向について検討することとした
17	5.19	法律第48号 (環境省)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正 1. 船舶及び海洋施設からの廃棄物の排出について、環境大臣の許可があれば、「排出禁止」の適用除外とする 2. 当該廃棄物を積み込む前に海上保安庁長官の確認を受けなければならない 3. 当該船舶及び海洋施設において発生した油等以外の油等は焼却してはならない 4. 海洋施設の廃棄に関する事項 5. 報告徴収及び立入検査 6. その他 施行期日 公布の日から3年以内で政令で定める日 ただし、1及び4は2年6ヶ月を超えない範囲とする

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
18	5.24	環境省告示第38号	窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部改正 排水基準を定める総理府令（昭和43年総理府令第35号）別表第2の備考6及び7の規定に基づく湖沼（窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあるとして環境大臣が定める湖沼）の一部改正
19	5.26	法律第56号（環境省）	大気汚染防止法の一部改正 1. 目的の改正 目的規定に揮発性有機化合物（VOC）の排出の規制等を追加する 2. 定義の改正 （1）VOC：大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因にならない物質として政令で定めるものを除く）をいう （2）VOC排出施設：工場又は事業場の施設で、（1）に定めるVOCの排出量の多いものとして政令で定める 3. VOCの排出の規制等 （1）排出基準は、排出口から大気中に排出されるVOCの量（濃度）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める （2）VOC排出施設に関する届出事項等 （3）排出者は当該排出施設に係るVOC排出濃度を測定し、その結果を記録しておくこと （4）排出又は飛散の抑制 （5）日常生活においてVOCの使用量の少ない製品を購入するように努めること （6）緊急時に都道府県知事が講ずるべき措置 4. 施行期日：平成16年5月26日から2年を超えない範囲で政令で定める日
20	5.31	環境省令第16号	排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正 昭和46年6月21日付け総令35号で「排水基準を定める省令」が公示され、有害物質等の項目及び許容限度が規定された。その後、平成13年6月1日付環令第21号にて「当該省令の一部を改正する省令」が公示され、「ほう素及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物」の許容限度が規定されたが、同省令附則で業種及び施設による猶予期間が示されていた。今回の改正はその猶予期間の改正である。
21	6.2	法律第77号（環境省）	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 第1章 総則 （1）目的、（2）定義、（3）国及び地方公共団体等の責務 第2章 国等による環境配慮等の状況の公表 （1）国による公表、（2）地方公共団体による公表 第3章 事業活動に係る環境配慮等の状況の公表 （1）環境報告書の記載事項等 （2）環境報告書の公表等 第4章 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供 第5章 環境情報の利用の促進 第6章 雑則 第7章 罰則 附則 施行期日：平成17年4月1日

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
22	6.10	環境省告示第39号	自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正 ・別表第1、第1の2、及び別表第2中の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等の許容限度の一部改正 ・二輪車モードによる測定条件の一部改正
23	6.14	環境省告示第41号	環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件 有明海水域に関する「全窒素及び全燐に係る水質環境基準の水域類型」を指定した
24	6.15	厚生労働省令第104号	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部改正 ・別表第1（試験方法）に「ベンゾ」〔a、h〕アトキシの項を追加 ・別表第1に「ベンゾ」〔a〕アトキシ及び「ベンゾ」〔a〕ピロの項を追加 ・別表第1中の「ホルムアルデヒド」の項の改正
25	6.17	厚生労働省令第105号	水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の指定する者を指定する省令等を廃止する省令
26	6.17	厚生労働省告示第246号	水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の指定に関する規程を廃止する件 以上何れも公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第102号）の施行に伴い廃止
27	6.17	厚生労働省告示第247号	水道法第20条第3項の登録をした旨の公示 水道の水質検査を行う者として厚生労働大臣の登録を受けた者（187事業所）を公示
28	6.17	厚生労働省告示第248号	水道法第34条の2第2項の登録した旨の公示 簡易専用水道に関する検査を行う者として厚生労働大臣の登録を受けた者（82事業所）を公示
29	6.17	厚生労働省告示第249号	水道法施行規則第14条第3号の登録をした旨の公示 （社）日本水道協会：千代田区九段南4-8-9
30	6.18	法律第110号（国土交通省）	景観法 第1章 総則 （目的）この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする （基本理念）（国、地方公共団体、事業者及び住民の責務）（定義） 第2章 景観計画及びこれに基づく措置 第1節 景観計画の策定 第2節 行為の規制等 第3節 景観重要建造物等 第3章 景観地区等 第1節 景観地区 第2節 準景観地区 第3節 地区計画等の区域内における建築物の形態意匠の制限 第4節 雑則 第4章 景観協定 第5章 景観整備機構 第6章 雑則 第7章 罰則 施行期日：公布の日から6ヶ月を超えない範囲内（景観地区等に関する規程は一年を超えない範囲内）

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
31	6.18	法律第111号 (国土交通省)	景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 1. 都市計画法の一部改正 2. 建築基準法の一部改正 3. 屋外広告物法の一部改正 4. 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正 5. 幹線道路の沿道の整備に関する法律その他関係法律について所要の改正を行う 6. 施行期日：景観法の施行の日から
32	6.23	政令第210号 (国土交通省)	建築基準法施行令の一部改正 1. 石綿に係る規定の整備 石綿含有建材の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が原則禁止となることを踏まえ、石綿含有建材に係る規定を整理した 2. 位置の制限を受ける処理施設の明確化等 ごみ焼却場以外のごみ処理施設及び産業廃棄物施設を、位置の制限を受ける処理施設として明確化した 位置の制限が緩和される小規模な処理施設を追加した

<パズル&クイズ>

〔今回の問題〕

次の言葉の間違いを直してください。

怖毛だつ	大勢の聴集	切端詰まる	公金を着腹する
敬蔑する	窮局の目標	気嫌いする	成功を確心する
断判する	互格の勝負	計算を過る	頭から断圧する

〔前回の解答〕

()内が正解です。

初体(対)面	: 初めて対面すること。初めて体を拝見するのではない。
黙否(秘)権	: だまってしゃべらないこと。「黙否」と書き易いので注意。
感(勘)違い	: 「勘」は、直感的に感じとる能力。「勘がいい」等と使う。
倦退(怠)期	: 「倦怠」は、飽きていやになること。「倦退」という熟語はない。
検(顕)微鏡	: 「顕」は、はっきりとあらわすこと。非常に小さいものを大きくはっきりと写す器械が顕微鏡。
豪荘(壮)な邸宅	: 「豪壮」は、建物の構えなどが大きく立派なさま。
粗(疎)遠な関係	: 「疎」は、うといこと。「粗」は、あらいこと。
冗慢(漫)な文章	: 「漫」は、しまりがないこと。「慢」は、あなどる・なまける等。
不可決(欠)の条件	: 「欠くべからず」か、「決すべからず」か。
ビタミンの欠亡(乏)	: 「乏」は乏しい。「欠亡」という熟語はない。
深酷(刻)な悩み	: 深く心に刻みつけられるように切実な悩み。
温(穩)健な思想	: 「穩健」は、おだやかで、しっかりしていること。「温健」という語は一般的でない。

〔編集後記〕

昨年の冷夏に比べて、今年の梅雨明けは早く、そして暑さも厳しいようです。そして、いよいよ「オリンピック」・・・期待しすぎるとガッカリしますが、とはいうものの自然に力が入ります。世界中で応援合戦が繰り広げられるこの期間、少なくともこの間だけでも平穩であってほしい。そしてそれをきっかけに、恒久的な平和が戻ってきてくれたら、と望むのは私だけでしょうか。

(再生紙を使用しています)